

予防給付基準訪問介護(新規指定事業所)に係る総合事業支給費請求サービスコード・単位数表 【平成29年4月施行版】

サービスコード	サービス名称	単位数	単位	内容詳細
A2 1111	訪問型独自サービス I	1,168	月	週1回程度必要の基本報酬(I)
A2 1113	訪問型独自サービス I・初任	818	月	基本報酬Iに対する提供責任者に介護職員初任者研修(旧2級)修了者配置減算(基本報酬I × 70%)
A2 1114	訪問型独自サービス I・同一	1,051	月	基本報酬Iに対する同一建物等居住者提供減算(基本報酬I × 90%)
A2 1115	訪問型独自サービス I・初任・同一	736	月	基本報酬Iに対する提供責任者減算・同一建物減算(818 × 90%)
A2 2111	訪問型独自サービス I・日割	38	日	基本報酬Iに対する月途中区分変更等による日割(基本報酬I / 30.4)
A2 2113	訪問型独自サービス I・日割・初任	27	日	基本報酬I日割に対する提供責任者減算(38 × 70%)
A2 2114	訪問型独自サービス I・日割・同一	34	日	基本報酬I日割に対する同一建物減算(38 × 90%)
A2 2115	訪問型独自サービス I・日割・初任・同一	24	日	基本報酬I日割に対する提供責任者減算・同一建物減算(27 × 90%)
A2 1211	訪問型独自サービス II	2,335	月	週2回程度必要の基本報酬(II)
A2 1213	訪問型独自サービス II・初任	1,635	月	基本報酬IIに対する提供責任者減算(基本報酬II × 70%)
A2 1214	訪問型独自サービス II・同一	2,102	月	基本報酬IIに対する同一建物等居住者提供減算(基本報酬II × 90%)
A2 1215	訪問型独自サービス II・初任・同一	1,472	月	基本報酬IIに対する提供責任者減算・同一建物減算(1635 × 90%)
A2 2211	訪問型独自サービス II・日割	77	日	基本報酬IIに対する月途中区分変更等による日割(基本報酬II / 30.4)
A2 2213	訪問型独自サービス II・日割・初任	54	日	基本報酬II日割に対する提供責任者減算(77 × 70%)
A2 2214	訪問型独自サービス II・日割・同一	69	日	基本報酬II日割に対する同一建物減算(77 × 90%)
A2 2215	訪問型独自サービス II・日割・初任・同一	49	日	基本報酬II日割に対する提供責任者減算・同一建物減算(54 × 90%)
A2 1321	訪問型独自サービス III	3,704	月	週3回以上必要の基本報酬(III)
A2 1323	訪問型独自サービス III・初任	2,593	月	基本報酬IIIに対する提供責任者減算(基本報酬III × 70%)
A2 1324	訪問型独自サービス III・同一	3,334	月	基本報酬IIIに対する同一建物等居住者提供減算(基本報酬III × 90%)
A2 1325	訪問型独自サービス III・初任・同一	2,334	月	基本報酬IIIに対する提供責任者減算・同一建物減算(2593 × 90%)
A2 2321	訪問型独自サービス III・日割	122	日	基本報酬IIIに対する月途中区分変更等による日割(基本報酬III / 30.4)
A2 2323	訪問型独自サービス III・日割・初任	85	日	基本報酬III日割に対する提供責任者減算(122 × 70%)
A2 2324	訪問型独自サービス III・日割・同一	110	日	基本報酬III日割に対する同一建物減算(122 × 90%)
A2 2325	訪問型独自サービス III・日割・初任・同一	77	日	基本報酬III日割に対する提供責任者減算・同一建物減算(85 × 90%)
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	15%加算	月	大臣が定める地域(特別地域)に所在する事業所が提供する場合の加算
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	15%加算	日	特別地域加算に対する日割
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	10%加算	月	中山間地に所在する小規模事業所が提供する場合の加算
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	10%加算	日	小規模事業所加算の日割
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	5%加算	月	中山間地に居住する者にサービス提供した場合の加算
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	5%加算	日	中山間地居住者提供加算の日割
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	200	月	初回のサービスを提供した月に提供責任者が同行した場合の加算
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算	100	月	指定訪問リハを行った際に提供責任者が同行しサービスを提供した場合の加算
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	算定単位合計 × 13.7%	月	介護職員処遇改善加算 新加算
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II	算定単位合計 × 10.0%	月	旧介護職員処遇改善加算 I と同様
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III	算定単位合計 × 5.5%	月	旧介護職員処遇改善加算 II と同様
A2 6273	訪問型独自サービス処遇改善加算 IV	処遇改善加算 III × 90%	月	旧介護職員処遇改善加算 III と同様
A2 6275	訪問型独自サービス処遇改善加算 V	処遇改善加算 III × 80%	月	旧介護職員処遇改善加算 IV と同様